

会 議 録

会議の名称	第7回 茨木市みどりの施策推進委員会
開催日時	平成28年3月25日（金） 14時00分～
開催場所	茨木市役所南館3階 防災会議室
議長	加我宏之（委員長）
出席者	福田知弘（副委員長）、岡田資子、山田俊一、赤澤宏樹、加我宏之、池上千代枝、都解浩一郎、酒井毅 (8人)
欠席者	樋口禎久、薬師寺徹 (2人)
事務局職員	上田建設部長、小西政策企画課長、大神産業環境部次長兼農林課長、松山環境政策課長、田邊都市整備部次長兼都市政策課長、砂金道路交通課課長代理、浦野建設部次長兼公園緑地課長
議題(案件)	1 開会 2 議事 (1) 茨木市緑の基本計画(案)について 3 閉会
資料	○茨木市緑の基本計画素案 ○パブリックコメントにおいて提出された意見等及び市の考え方

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
委員長	1 開会 本日の委員の出席状況について、事務局より報告を求める。
事務局	本日は 10 人の委員のうち、8 人にご出席いただいている。なお、2 人は欠席のご連絡をいただいている。
委員長	半数以上の委員が出席されており、茨木市みどりの施策推進委員会規則第 6 章第 2 項の規定により会議は成立している。
事務局	2 議事 (1) 茨木市緑の基本計画（案）について 前回までご審議いただきました計画(素案)によって、2 月 2 日～22 日までパブリックコメントを実施したところ、6 人の方から 71 件のご意見をいただいた。 (資料 1、2 について説明)
委員長	まず第 1 章及び第 2 章について、ご意見を頂きたい。 P26 の「緑の総括図」で、今回の「緑の基本計画」で対象としている緑を、周辺山系の森林、都市の樹木・草花、公園のせせらぎ等と一体となった水辺、及びオープンスペースと謳い、また、地域制緑地の対象として河川緑地があるにも関わらず、自然の骨格となる水系を描き入れていなかったのもので、それを「緑の総括図」に加える。 また、P25 でアドプトフォレストの制度が抜けていたので、市民活動、市民参画のところに書き入れることが重要な変更点かと思う。
委員	P3の「対象とする緑の定義」の中心の絵は、茶色の部分を緑に変えるという話だったが、河川が入っておらず、この絵で良いのかという問題がある。ここは対象とする緑を表現しているが、商業施設等の壁面植栽や一体となったオープンスペース等がこの図では表現できていないので、必要性も含めて疑問である。 また、P17の「4万5千平方メートル」は「4.5ha」という表記でも良

	いのではないか。
事務局	P3の絵については、細かい部分は読み取れないと思うが、茨木の緑全般について、緑の部分と白の部分の対比という形で記載したものと考えている。最初、「緑」という字だけだったが、それでは物足りなく、今回は分布図を入れた。したがって、「茨木市緑の分布図」というキャプションが良いかという点はあるが、緑と白で記載したい。 P17の単位については、約4.5haという表記にする。
委員	P3のこの図を使用するのは良いが、せめて河川を入れた方が良い。
事務局	河川を記載する。
副委員長	確認だが、No.14は文章を直して「総人口は彩都西部地区などでの居住が進んでおり、微増傾向」となっているが、実際に、総人口の微増の原因は彩都西部地区の居住の増加で正しいのか。
事務局	一番大きな要因はそこだと思う。
委員長	恐らく面的に住宅開発が進んでいるということでは、彩都西部が一番大きな要因になる。一方で、茨木市は準工系の土地利用がかなり住宅系に替わっているのではないか。
事務局	最近は替わっておらず、抑えている。
委員長	もう1つ、日本全国で人口が減少していく中で、一定居住魅力もあって、転入が増えているという面もあるのではないか。また、工場の撤退に伴うマンション開発もあるのではないか。
事務局	工場の撤退跡は大学や事業系でほとんど使っており、住宅はあまりないと認識している。ただ、東芝の工場跡地等は若干住宅になる予定があるが、この計画ではそこは表記しなくても良いのではないか。 また、山の方で元々ゴルフ場だったところを民間で区画整理して住宅をつくっているの、そこは若干伸びている。 いずれにしても、人口増の面的な大きな要因としては、彩都西地区が一番の要因と考える。
委員長	続いて第3章について、市民もしくは行政内部から、緑の将来像とし

	て「人持ちで 緑を育て 緑が育む ほっといばらき」というテーマで確認をいただいたが、都市計画マスタープランの空間計画については「人持ちで」の表現を使っており、それに対して「緑を育て 緑が育む」ということで、緑の基本計画ではこれをメインテーマにしたいということを改めて確認させていただく。 第3章から第4章にかけて、緑のまちづくりの取組として3つの柱を立てた。1つ目については、市民の方々がこのような暮らしの中で緑を活かすということで「しましょう」という言葉にしたが、違和感を指摘するご意見をいただいている。これらが大きな点かと思うが、改めてこのままで進めたいということである。 まず、第3章から第4章について、ご意見をいただきたい。
副委員長	No.47、No.48に対する市の考え方は「P61にて以下のとおり」となっているが、下から3行目に誤字があり「てアドプトフォレスト」の「て」は不要である。 No.50は前から気になっているが、フォーマットは大事だと思う。情報の構造化をする上で、途中で便宜的に別のナンバリング・デザインを入れるのはあり得ず、ここは修正をお願いしたい。 No.53はバーチャートに関する事で、バーチャートは1種類だが、平成37年度まで同じようなバーチャートにするということなのか。場合によっては、点線の矢印を使う等、断定的に終わるのではなく、適宜見直してアップデートしていくような矢印のデザインと補助用語があった方が良いのではないか。
委員長	バーチャートは同じように流してしまうと、いつから重点的に行うのかが見えなくなってしまう。
事務局	No.47、48は誤字を修正する。 No.50は精査する。 バーチャートについては、確かに一本調子で流すのはどうかというところがあるが、この間に1度見直しの時期が来るので、今の段階で点線にするのはどうなのかという気もする。したがって、見直しの時に手を入れ直して修正する方法もあると考えている。 確かに、見直し時期で一旦区切って、後を点線にする方法もあるが、その場合、平成31年度～平成33年の真ん中で一度区切るような形になるのか。
副委員長	メリハリを付けるということである。また、見えているところは書

	きやすく、先は書きにくいと思う。
事務局	今のご意見も含め平成31年度から平成33年度にラインを入れて、その後ろをどのように書けるかというところを検討し、修正する。
委員	「しまししょう」の表現について、主体が市民だけと思われてしまうことに関しては、ここでも「市民と事業者と行政の3者がどのような関係で協働するのかという説明を入れた方が良い」という話があったが、その図が見当たらない。以前の議論で、第2章の終りか第3章のはじめに入れようという議論があったが、それが抜けているのが影響しているのではないかと。 また、それに対する市の考え方は「市民や事業者の利用を広げていく意味で呼びかける形の表現としています」と回答しているが、P39の右上のメインテーマの説明では「市民が日常生活や仕事、地域活動などの中で様々な人々と関わりながら緑を育て～」と市民が行うように書かれている。やはり、きちんと3者が協働しながら取り組むという位置づけを明確にして、そのような関係で共に取り組んでいくことをきちんと書いた方が誤解されないと思う。広げていくという意図はあるが、意図が先行し過ぎたことが誤解を招いた理由ではないかと。 例えば、サブテーマが「活発な市民活動と協働によって～」となっており、これは市民と他の団体との協働という意味だが、この文章では市民だけで協働するように見えるので、表現を見直した方が良い。 それと関連して、No.43の「緑の活用例として『みどりの風促進区域の緑化推進』を加えることはできないか」という意見は、府の施策ではあるが、団体や企業に協力を呼び掛けるという方法もあるのではないかと意図だと思う。確かに、企業や団体の参画も大きなテーマなので、府の施策だがそれに関連する「〇〇協働の取組」という形で加えると「しまししょう」についての誤解が消えるのではないかと。
事務局	今のご意見は、P44に「みどりの風促進区域」という言葉を入れる意味もあるが、「事業者等と協働して」という形を入れた方が良いというご意見なのか。
委員	他の事業の中でそれが大事という話である。事業名だけでは、確かにそぐわないところがある。
事務局	P39については、確かに「市民が」「市民の」という言葉が目立つので、表の右上の文章の中では「市民・事業者等が」という形に修正

	できると思うが、メインテーマの下にある3つの方針は、すべて「市民の」という形になっていて、そこを3者にするのは難しい。 計画の実施主体として「『市民』は、市内居住者だけでなく、在学、在勤など本市において活動するあらゆる人々」と定義しているので、「市民」には事業者も入っている。
委員	事業者等も含めて「市民」と定義をする、あるいはその主体が協働してということで「協働」を前に出す整理の仕方もある。
事務局	第6章に「協働による緑のまちづくり」の図がある。これが後ろに出ているので、そこまでたどりつく前に「市民だけが」という意味に捉えられてしまうのかもしれない。
委員	それを強調するのであれば、前の方に出した方が良い。
事務局	先ほどの修正で、P5に事業者の定義も入れるので、今のご意見を反映するなら、3者の巴の図を前に持ってくるのも1つの方法かもしれないが、そうすると2回入れることになる。 あるいは、「実施主体」のところで追加する「『事業者』は民間企業だけでなく、NPOや大学等の団体も含むものと定義します」という文章の後ろに「3者が一体となって協働しながら進めて参ります」というような文章があれば良いかもしれない。
委員長	P5は「事業者」の部分を加筆するということで、どのような体制で進むのかということについては、確かに「第6章 計画の推進に向けて」のところに図が出てくるが、P5はスペースもあり、誰が取り組むかというのは法律で責務を明確にするのと同じだと思うので、図が2回出ても違和感はない。むしろ、主体が明確に定義されて、それによって全編をそれぞれの役割として見る方が大事である。
委員	大きな修正になるので、3つの方針で「市民の」を取っても良いのではないか。
委員長	それで上手くいくのか。
委員	「協働で」を入れるか、「市民の」を取って皆で進めることを前提にしてはどうか。

委員	P7の「③気象・気候」の5行目「照時間」は「日照時間」の誤りではないか。
事務局	「日照時間」に修正する。
委員長	先ほどの「基本的な方針」で「市民の」を外すのは、高等テクニック過ぎる。一般の人が見ると「誰の生活なのか」「誰の共有の財産なのか」と疑問を持つことになるので、ここで言う「市民」の定義、関係者の定義をきちんと書き、キャッチフレーズとしては、茨木市の関係者は全員市民なので「市民の」という言葉は残した方が良い。
事務局	先ほど述べたように、P5で少し厚く述べるので、そのようにする。また、資料P3の対応のところにも書き足す。
委員長	第1章から第4章、それに関連して第5章についてご意見をいただきたい。
委員	P57からの取組目標一覧について、例えば、P59は前のP52からP55を反映しているが、例えば(2)で平成27年度取組目標は「維持管理」の項目に対して「適切な維持管理」とか、「確保」に対して「確保の推進」や単純に「推進」と書かれており違和感がある。
事務局	ここに関しては、確かに温度差がある。今見えているものと見えていないものの差が出ていて、今の段階で「確保」や「再検討」が見えている項目と、将来にわたっても継続延長していく部分と、記述の厚さが違っている。
委員	市民の目線で見たと時に、何を指しているのかが分かり難いので、例えば、この表を見た時にP52からP53を対比できるようにページ数を書いてあると良い。バーチャートを見ても、どのように整備・推進するのか分からないが、掲載されたページの文章を読むと分かる。
事務局	番号と項目は合わせているが、ページ数を入れた方が良いのであれば入れたい。取組内容の最後にページ数を入れることはできる。
委員長	例えば、P59で言う「3 市民の共有の財産として緑を守り育て、次世代に継承しましょう」と書かれているところに(P〇〇～P〇〇)と書くか、細後目のところで対応ページを書くことになる。

事務局	①、②、③……のところにページを入れる方が良い。
委員長	対応関係を明確にするということである。 基本的に項目を引っ張って来ているので、そこはチェックをしていただきたい。
委員	P65の「第6章 計画の推進に向けて」に市民・事業者・行政の協働による緑のまちづくりについて、それぞれの役割が書かれているが、その具体的な取組はP57からP59に書かれているということか。行政側だけについて書かれているのか。
事務局	あくまで、どのレベルで行うのかということになっている。行政側だけではない。
委員	質問した意図は、P57からP59まで具体的な取組の一覧が掲載されているのに対して、我々市民がこの役割の中でできることは何かと考えたからである。何事も推進しようとする、それぞれの役割分担をある程度明確にさせた方が市民も参加もしやすいのではないか。 なので、役割と具体的な取組、市民ができることを明示していただきたい。すでに公園等については、市民は行くと楽しむことができるし、さらに健康も踏まえて何かできることがないかと考える。これには今までの中でできることと、今はなくて新しく作り上げることの2つがあるが、緑の推進とは新しく作り上げていくことだと思うので、それなら、例えば、道の傍に花を植えるとか、秋に落ち葉を掃除するとか「こういうことがあるから、もっと取り組んでほしい」ということがあるのではないか。 ただ、P57からP59は文言化すると、非常に硬い表現になっている。
事務局	それについては、第4章で3つの大きな方針を決めた経過があり、その1の方針に市民の方々、事業者の方々に呼び掛ける形で「こういうことをすれば、こういうことができる」というアプローチをしている。 そのアプローチについて、P47の2のところで、そういうことをするためには市民と行政とでどのような仕組み、役割分担が必要なのかということを書いて、最後にそういうことはすべて緑がなければできないので、P50の3からは行政がしなければならないことを書いている。 そういう意味では、P57からP59の表の中では、取組方針の2は市民と行政が一緒に取り組むこと、3は主に行政が、今後どのように緑を守

	り育てていくのか、どう推進していくのかということを示す項目になると理解している。 バーチャートだけを見ると、市民はどうしたら良いのか分からないと思われるかもしれないが、P41から読んでいただければ「このような効果を期待するためには、こういう活動が必要」ということで、身近な花の活動等もP48からP49で謳っているので、そこで対応できるのではないかと思う。
委員長	重要なことであり、P39の樹木の絵にもあるが、基本的な方針の3つの関係性をきちんと皆が理解することは大切である。
委員	最終的には概要版をまとめるということで、市民が読むのはそちらになると思う。概要版はいつ頃出されるのか教えていただきたい。また、公共施設には具体的にどこに何部くらい配布されるのか。
事務局	概要版については、この場で修正が確定し次第取り組みたい。ある程度ひな型はできており、以前に骨子でA3の資料をご提示したが、それをベースに作成する。1つの面は本編のP37からP40の一番の骨の部分を見せ、残りのページで第4章を入れたいと思う。 今の予定では、A3版の両面印刷を2枚分の分量になる。実際にはA3版2枚かA3版1枚、あるいはA4版1枚になるかどうかは分からないが、その程度の内容でまとめたい。 まず1,000部作り、まだ各施設と調整していないが、コミュニティセンターや図書館等には最低限配布したい。
委員	「市民の生活や福祉活動の中で緑を活かそう」という言葉どおりに理解すると広報誌に挟み込んで、市民の緑は自分たちの財産として、例えば「皆で春の花を植えたり、秋の落ち葉の掃除をしたりする活動に積極的に参加していただませんか」「自分たちのまちのことですよ」と呼び掛けてはどうか。あるいは、自治会の回覧板も活用できる。コミュニティセンターに来た人だけが目にするのではなく、「皆で取り組んでみませんか」という呼び掛けは多い方が良い。
事務局	概要版を広報誌に挟み込むかどうかは別として、当然、広報でも取り上げようと思っている。特集を組むかどうかは分からないが、その中には少なくとも骨子として「緑を皆で使いましょう」という呼び掛けは入りたい。市民への呼び掛けが、計画の骨子になるのか、あるいはこれを受けた形での市民参画のイベントや集会、講師後援会、講習

	会等になるのかということでは、後者の呼び掛けの方が市民の方は入りやすいと思うので、その辺りで展開したい。
委員	イベントなどの都度にチラシ等を配布した方が効果的ではないか。
事務局	そこはまさに委員の所属されている団体とタッグを組まなければならないと思う。
委員長	第6章を含めて、ご意見をいただきたい。
委員	No.57からNo.59の一連のご意見について、市の考え方として、本計画は緑の基本計画なので緑に関する取組だけを記載するとしているが、この緑の基本計画は緑のことだけではなく、それを通じた新たな生活の質の向上を目指すことが一番の目標とされているので、もう少し答えた方が良い。 実際にP62の「(3)新名神インター周辺における歴史文化と観光拠点整備」は緑だけではなく、新たに観光拠点をつくって魅力向上に取り組もうと書いているので、緑や環境だけではなく記述にも配慮した方が良い。特に第5章は「重点的・先導的な取組」なので、その色を出した方が良い。 書いている以外にも、全体を見ると、例えば「(1)中心市街地の緑化」は今までも行ってきたことなので、「緑化による中心市街地の活性化」というような表現にしてはどうか。内容は良好なオープンスペースをつくって賑わいを創出しようということくらいしか書けないと思うが、そのような目標を書いた方が良いのではないか。 「(2)元茨木川緑地のリニューアル」は「元茨木川緑地のリニューアルによる新たな文化・レクリエーションの創出」等、2の(1)はここに書かれているようなことで、地域コミュニティの構築等は元の基本方針と整合も図れるので書いた方が良い。ダムやインターについては、大きな事業だからやるというように読み取られないように、こういうところが拠点になり得るというような一文を付けると、より生活の質の向上のために緑が機能することが伝わるのではないか。
委員長	確認だが、意見のNo.56からNo.59は「北部地域の緑を活かした地域づくり」ということだが、どういう意図を持った地域づくりなのか。それから「安威川ダム周辺整備と地域コミュニティの構築」「新名神インター周辺整備にかかる事業の概要や取組の背景も含め～」というのは、ハード整備の事業についてもっと詳しく書いてほしいという意

	見なのか、今、委員が言われたような、ハード整備事業に伴って自然も再生するし、健康レクリエーションの拠点にもなるし、歴史文化によって暮らしに寄与する、そこでの行為・行動に寄与することを深めてほしいということなのか。捉え方は2つある。 以前議論になったのは、単に「安威川ダム周辺整備をします」「新名神インターの周辺整備をします」ということで留まっていたので、緑側から見て、自然再生や歴史文化と観光拠点等に寄与する空間をつくるということを加えている。 今回寄せられた意見が、都市事業としてここをもっと推進すると書いてほしいということであれば「緑に関わる部分を重点的に書きました」という回答は正解だと思う。
事務局	事業の進捗等を書いてほしいという意見になる。市の新名神、安威川ダム、彩都を扱っている事業課から上がってきたもので、ダム周辺整備はどのように行うか、新名神周辺はどのように整備するかを書いてほしいという意見なので、それは趣旨が違うという回答をした。
委員長	そうであれば「本計画は緑の基本計画であり、ここで位置付ける取組も緑に関する取組として記載する必要があるため」という回答では、緑をものとして捉えているようにしか見えない。「緑を通じたそこでの暮らし」とか「緑を通じた歴史文化や観光拠点」「自然再生」等、あくまでも緑を通じたことを書いていると回答した方が良い。市民が見ると、緑をものとして捉えているようにみえるので、先程の委員のご意見を参考にしながら、緑を媒介としたここでの活性化を明記してほしい。
事務局	市の考え方を修正する。
副委員長	P63の地図について、「幹線道路沿道の緑」として主要道路が描かれているが、山手側では新名神インター付近で途切れている。実際は竜王山地区への道があると思うので、それを入れた方が良い。主要道路を通じて緑の道を通りながらそういうところにアクセスできるというイメージが必要なので、「見山の郷」などの周辺の自然公園に主要道路が通じているというイメージも入れた方が良いのではないかな。 もう1つ、この図で国道171号から南側と一部彩都のところが斜線で示されて、「民有地や幹線道路沿道等が緑化された市街地」となっている。そういう定義づけがあるのかもしれないが、車で走っていると国道171号より北側も民有地で緑化されている市街地の道路はあると

	思うので違和感がある。
事務局	ここは市街化区域と調整区域に分けており、調整区域は基本的に緑が守られているところ、市街化の部分はつくり込んでいる、あるいは市民や事業者の努力もあって緑を確保しているところで、そういう形の分け方になっている。 茨木市の場合は、国道171号から北側は、彩都以外はほとんど調整区域になっているので、そういう意味合いの表記になる。
事務局	確かに、国道171号で切るのは大まか過ぎると思うが、敢えて大まかに見た形でつくっている。 また、山側の府道については、確かに道路はあるが、これは沿道に緑がある、街路樹がそれなりにある所を表記している。したがって、街路樹がほとんどない中央環状線は入れていない。街路樹がそれなりに現在でもあるところを図示しており、北部の府道について外したのはそのような経過がある。 要は「みどりの風促進区域」については、今あるものを守るだけではなく、これから増やしていかなければならないということも府は謳っているので、そういう意味では、今何もないからと言って期待しないのはどうかということになる。
委員	将来像図の中に中央環状線は入っているものと思っていた。基本的に促進区域は幹線の沿道両方に入っているので、緑があると思い特筆するところまで背伸びしなくても良いと思っていたが、入っていないとなると、入れていただかなければおかしいと思う。 十三高槻線は入っているのか。
事務局	十三高槻線は入っている。
委員長	「みどりの風促進区域」の文言は特に入れなくても良いが、幹線道路沿道の緑の捉え方は街路樹だけではなく、沿道の緑ということで、幹線道路でそのクラスのものは道路空間内、道路敷での緑も必要である。それがない場合は、沿道緑化でしか緑の景観をつくることができないので、そういうことをすることを踏まえて、緑の将来像図の道路の位置づけについては再チェックをお願いする。
事務局	P8の指摘のところを直したい。

委員長	北部地域へのアクセスについては、山林、樹林に覆われているので緑の将来像図から抜くことは賛成するが、今後、市民の方々にいろいろな情報発信をする上でアクセスが示されていないと非常に遠く感じられて、「そこに行けないのではないか」という不安感を与えてしまうので、アクセスのしやすさ、きちんとできることを北部地域のボランティアやそこでの健康レクリエーション、自然遊歩道等々をPRする際には忘れないでいただきたい。
副委員長	先ほどの議論と関連して、P22の現状データを見ると、中央環状線は街路樹があるラインに入っていて、国道171号は入っていないので、できるだけ整合性を図っていただきたい。
委員長	国道171号は「みどりの風促進区域」に入っているか。
委員	入っていない。中央環状線は入っている。
事務局	P22と整合をとって修正する。
委員長	道路空間内の緑と沿道を一体的に捉える方が良い。 他に、全体を通じてご意見をいただきたい。
委員	No.62、No.63の公的施設の整備更新に関する市民参加をどうするかという意見に対しては、「財政基盤の確立」という考え方を書いてはいけないので、追記とせずに「財政基盤の～」を全部削除した方が良い。「財政的に安く済むこともある」くらいではないか。市民参画を行う理由は、行政だけではできない、事業者だけではできない新しい質を追うため、シナジーを追求するためなので、それを前面に修正した方が良い。それがNo.62、No.63に対する回答になる。具体的には、「計画検討や工事段階での参画に加えて、整備後の施設の利活用や運営等にも参画していただき、より生活の質を向上させていくことを目指します」というような狙いを書いた方が良い。
委員長	ご指摘の箇所については、前回の委員会で気づかなかったことでもあり、必ず修正をお願いします。
事務局	修正する。
委員	P63の将来像図の右手は、基本的に緑と人という絵面で揃っている

	方が良いのではないか。例えば「自然公園」では山の緑と人の活動、まちなかの方は緑とまちだが、何か寂しい。無理にオープンガーデンとは言わないが、緑を活かすというイメージとしては少し足りないので、もし良い写真があるなら入れていただきたい。 アドプトフォレストは自然公園内の活動として行われているのか。
事務局	自然公園とは限らない。
委員	北部地域の山林にそういう活動名と写真が入るだけでも引き立つのではないか。
事務局	写真があれば掲載する。
委員長	差し替えよりも追加した方が良い。 この緑の基本計画を基に来年度から進んで行くことになると思うが、それについては行政の中で積極的に声掛けをして進めていくだけでなく、毎日の暮らしの中で緑に接することによって暮らし方が充実していくことが本来だと思うので、そういう局面で必要な時に緑空間を活用していただければと思う。 茨木市駅前からの東西道路の緑化は賑わいを活性化する上で必要ということで緑化重点地区に指定されているが、それに関連して大阪府から報告はないか。
委員	委員会で何度かご指摘のあったプランターは、地域の方の合意の下で撤去させていただいた。
委員長	本来は花で彩られる目的でプラントボックスが設置されたわけであり、今の段階では一定役割を終えたということで見直しのために撤去になった。 今後、他の場所でも一定期間取り組んでみて、検証しつつ改善をして次のステップに進んでいくことがこの緑の基本計画の骨子であろうと思うので、皆様方におかれても、今後ともこれを随時見ていただいて、検証して、次の修正の実施につなげていただければと思う。
委員	「アドプトフォレスト」については、市民に対して説明した方が良いのではないか。今、阪大の正面入り口を出たところにも「アドプトロード」の看板が立っている。「アドプト」はそれほど日本人の間に浸透している言葉ではないと思うので、説明を入れた方が良い。

委員長	P25に「アドプトフォレスト」の説明を入れることと、活動されている団体が5ヶ所あるという話があったので、それをここに追記するということでよいか。
事務局	今のところ追記の予定はない。
委員長	必要であれば考えていただければと思うが、関連して、緑の基本計画は市長の挨拶を加え、装丁も全面的にチェックして印刷物にする中で、巻末にはどのようなものを追記することを考えているのか。通常は「茨木市みどりの施策推進委員会」の検討履歴や委員名等が入るが、用語説明はどうするのか。
委員	P25では「アドプトリバー」で活動されている5団体の記載があるが、これは「アドプトフォレスト」で活動されている団体とは別なのか。
事務局	「アドプトリバー」は大阪府の河川で継続的に行われており、「アドプトフォレスト」はそれほど継続性がない。
委員長	まず、用語説明はどのようにお考えか。「アドプト」以外に都市計画用語も出ていることから、都市計画マスタープランは後ろに用語説明を加えているし、総合計画でも加えていると思うので、それらを参照して用語説明を入れていただきたい。 その中で「アドプト」については、大阪府は「アドプトリバー」の制度を挙げられているか。
委員	大阪府の「アドプト」シリーズは「アドプトロード」「アドプトリバー」「アドプトフォレスト」の3つです。
委員長	「アドプト」は日本語に訳すと「養子縁組」の意味で、公共施設を公共団体が設置して、その管理、世話を養子縁組に出すという制度になる。河川の場合は「アドプトリバー」と言われ、道の場合は「アドプトロード」、山林系は「アドプトフォレスト」と言われている。 そういうことを踏まえて、用語解説を入れた方が良いので、「アドプト」に関わらず全編を見て対応をお願いする。 他にご意見はないか。

委員	意見書の回答案も公表するなら、No.18の告示の話は、都市公園法で開設告示をしているものとしていないものの差による条例管理の違いなので、丁寧に表現した方が良い。
委員長	対大阪府の回答になっているが、すべて市民に分かってもらうことを前提にもう一度チェックしていただきたい。
事務局	「認定している」という言い方に変える。
委員長	本日ご議論いただいた修正を加えたものを緑の基本計画の成案として調整していくが、その後の成案決定については、市と私の方にご一任いただけるか。もし迷うことがあれば、個別に相談させていただくが、一先ず私にお任せいただきたい。 完成後に印刷製本して、「緑の基本計画」として皆様に郵送するので、今後、ご活用いただき本当の緑になることを皆様に願います。 それでは、以上で議論を終える。
委員長	3 閉 会 2年間にわたり、皆様のご協力の下で緑の基本計画をまとめることができたことを、お礼申し上げます。
事務局	閉会にあたり、建設部上田部長よりご挨拶申し上げます。
事務局	2年もの長い間ご議論いただき、大変感謝している。 緑の基本計画を策定して、やっとスタートラインに立つことになる。我々が行うことには限界があるので、市民も事業者も巻き込んで計画を普及させ、目標年度は長いが短期・中期のそれぞれの計画に基づき可能な限り実施できるように取組を進めていきたい。
事務局	これをもって、第7回茨木市みどりの施策推進委員会を終了する。 以 上 (16時00分)